大個審答申第63号
平成25年7月12日

大阪市長　橋下　徹　様

大阪市個人情報保護審議会
会長　野呂　充

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

別表１及び別表２の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第１　審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表１及び別表２の（く）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第２　異議申立てに至る経過

１　訂正請求及び利用停止請求

(1) 異議申立人は、別表１の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）第28条第１項に基づき、実施機関に対し、別表１の（え）欄に記載の旨の訂正請求（以下「本件各訂正請求」という。）を行った。

(2) 異議申立人は、別表２の（う）欄に記載の年月日に、保護条例第36条第１項に基づき、実施機関に対し、別表２の（え）欄に記載の旨の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

２　補正依頼等

(1) 実施機関は、本件各訂正請求について、保護条例第29条第２項に定められた「事実に合致することを証する資料」（以下「挙証資料」いう。）の提出がなかったことから、異議申立人に対して、別表１の（か）欄に記載のとおり挙証資料の提出依頼を行った。

(2) 実施機関は、本件利用停止請求について、記載された内容が不明確であるため、保有個人情報に係る収集等の違反の有無などについて調査し、利用停止の必要性を判断することができないことを理由に、異議申立人に対して、別表２の（か）欄に記載のとおり補正依頼を行った。

３　本件各決定

(1) 実施機関は、本件各訂正請求について、異議申立人から挙証資料の提出がなかっ

たことから、却下する理由を別表１の（け）欄に記載のとおり付して、保護条例第32 条第２項及び大阪市行政手続条例（平成７年大阪市条例第 10 号。以下「手続条例」という。）第７条に基づき、同表の（く）欄に記載の決定（以下「本件各訂正請求却下決定」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件利用停止請求について、異議申立人から補正依頼に応じない旨の回答があったことから、却下する理由を別表２の（け）欄に記載のとおり付して、保護条例第 40 条第２項及び手続条例第７条に基づき、同表の（く）欄に記載の決定（以下「本件利用停止請求却下決定」という。）を行った。

４　異議申立て

異議申立人は、別表１及び別表２の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第６条第１号に基づき、異議申立てを行った。

第３　審議会の判断

１　基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

２　本件各決定の妥当性について

(1) 本件各訂正請求却下決定の妥当性について

ア　保護条例第 29 条第２項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実に合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

さらに、保護条例第 32 条第２項では、「実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき…は、その旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「訂正を行わない旨の決定」には、不適法な訂正請求に対する却下決定も含まれると解される。

イ　以上を踏まえ、当審議会において本件各訂正請求の内容を見分したところ、確かに本件各訂正請求に係る請求書以外に挙証資料は見受けられず、また、前記第２の２(1)のとおり実施機関からの求めにもかかわらず挙証資料の提出がなかったことから、本件各訂正請求は不適法なものであると認められる。

(2) 本件利用停止請求却下決定の妥当性について

ア　保護条例第 37 条第１項では、「利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面…を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第２号で「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う

事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と規定している。

また、同条第２項により準用する保護条例第 18 条第３項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、保護条例第 40 条第２項では、「実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき…は、その旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「利用停止を行わない旨の決定」には、保有個人情報を特定していない、不適法な利用停止請求に対する却下決定も含まれると解される。

イ　ここで、当審議会において別表２の（え）欄に記載の本件利用停止請求の内容及び同表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答内容を見分したところ、いずれも保護条例第 37 条第１項第２号が規定する「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」であるとは到底認められないものであった。

したがって、本件利用停止請求は不適法なものであると認められる。

３　結論

以上により、第１記載のとおり判断する。